

2015年8月

公開草案 ED/2015/7

IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日

コメント期限:2015年10月9日

IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日

コメント期限：2015年10月9日

Exposure Draft ED/2015/7 *Effective Date of Amendment to IFRS 10 and IAS 28* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **9 October 2015** and should be submitted in writing to the address below, by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our 'Comment on a proposal' page.

All comments will be on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

Copyright © 2015 IFRS Foundation®

ISBN: 978-1-909704-92-3

All rights reserved. Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to the IASB provided that such copies are for personal or internal use, are not sold or otherwise disseminated, acknowledge the IFRS Foundation's copyright and set out the IASB's address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'IFRS Taxonomy', 'eIFRS', 'IASB', 'IFRS for SMEs', 'IAS', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'SIC', 'International Accounting Standards' and 'International Financial Reporting Standards' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Further details of the Trade Marks, including details of countries where the Trade Marks are registered or applied for, are available from the Licensor on request.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日

コメント期限：2015年10月9日

公開草案 ED/2015/7「IFRS 第10号及びIAS 第28号の修正の発効日」は、コメントを求めることだけを目的に、国際会計基準審議会（IASB）が公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントを考慮して修正されることがある。コメントは、**2015年10月9日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は我々の‘Comment on a proposal’のページを用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控えることによって生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準（国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む）、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

コピーライト ©2015 IFRS Foundation®

不許複製・禁無断転載：本公開草案のコピーは、IASB へのコメントを作成する目的でのみ作成できる。そうしたコピーは、個人用又は内部用で、販売又は他の方法で配布せず、IFRS 財団の著作権を明記し、かつ、IASB のアドレスを完全に表示することを条件とする。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／IFRS for SMEs ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘IFRS Taxonomy’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’ 及び ‘International Financial Reporting Standards’ は、IFRS 財団の商標である。

商標についてのより詳細な情報（商標が登録又は適用されている国々の詳細など）は、要求に応じて許諾権者から利用可能である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している（会社番号：FC023235）。

目次

	開始ページ
コメント募集	6
【案】 IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の修正	7
【案】 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正	7
審議会による 2015 年 8 月公表の公開草案「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」 の承認	8
公開草案「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」に関する結論の根拠	9

コメント募集

2014年9月に、国際会計基準審議会（IASB）は、「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は抛却」（IAS第10号及びIAS第28号の修正）を公表した。IASBが本公開草案を公表したのは、この2014年9月の修正の発効日を、持分法に関する調査研究プロジェクトからもたらされる修正（もしあれば）が確定された時まで、無期限に延期することを提案するためである。発効日を挿入する提案は、一般のコメントを求めるために公開される。

2014年9月の修正の早期適用は、引き続き認められる。

IASBは、受け取るコメントを検討して、この修正を進めるべきかどうかを決定する。IASBは、この延期を2014年9月の修正の発効日前の2015年末までに最終確定するつもりである。

コメントは、**2015年10月9日**までに到着するよう書面で提出されたい。

コメント提出者への質問

IASBは、「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は抛却」（IAS第10号及びIAS第28号の修正）の発効日を、持分法に関する調査研究プロジェクトからもたらされる修正（もしあれば）が確定された時まで、無期限に延期することを提案している。早期適用は引き続き認められることとなる。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

コメントの方法

コメントは次のいずれかの方法で提出のこと。

電子的に 'Comment on a proposal page' (go.ifrs.org/comment にある) にアクセス
(推奨している方法)

電子メール 電子メールでのコメントの送付先: commentletters@ifrs.org

郵送 IFRS Foundation
30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するののかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

[案] IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の修正

C1C 項を修正する。削除する文言に取消線、新規の文言に下線を付している。

…

発効日

…

C1C 2014 年 9 月公表の「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正)により、第 25 項から第 26 項が修正され B99A 項が追加された。企業は、当該修正を **2016 年 1 月 1 日** IASB が後日挿入する日付以後に開始する事業年度において発生する取引に将来に向かって適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

[案] IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正

第 45C 項を修正する。削除する文言に取消線、新規の文言に下線を付している。

…

発効日及び経過措置

…

C1C 2014 年 9 月公表の「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正)により、第 28 項及び第 30 項が修正され、第 31A 項から第 31B 項が追加された。企業は、当該修正を **2016 年 1 月 1 日** IASB が後日挿入する日付以後に開始する事業年度において発生する資産の売却又は拠出に、将来に向かって適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

審議会による2015年8月公表の公開草案「IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日」の承認

公開草案「IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日」は、国際会計基準審議会の14名の審議会メンバーにより公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト	議長
イアン・マッキントッシュ	副議長
スティーブン・クーパー	
フィリップ・ダンジョウ	
アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス	
マルティン・エーデルマン	
パトリック・フィネガン	
ゲイリー・カブレック	
スザンヌ・ロイド	
鷺地 隆継	
ダレル・スコット	
徐 正雨	
メアリー・トーカー	
張 為国	

公開草案「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、本修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

- BC1 2013 年から 2015 年の間に、IFRS 解釈指針委員会と IASB は、投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の移転に関してのいくつかの論点を検討した。
- BC2 2014 年 9 月に、IASB は IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を、「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拋出」という名称で公表した（「2014 年 9 月の修正」）。2014 年 9 月の修正は、次のことを明確にした。
- (a) 関連会社又は共同支配企業の移転が事業を伴うものである場合には、利得又は損失の全額が認識される。
 - (b) 移転される資産が事業を含んでいない場合には、利得又は損失の一部が認識される。認識されない利得又は損失は、投資の原価と相殺消去される。
- BC3 2015 年 2 月に、IASB はスタッフに、次のことをさらに詳細に明確化する追加的な狭い範囲の修正（「2015 年 2 月の提案」）について書面投票を開始する許可を与えた。
- (a) 2014 年 9 月の修正で要求される相殺消去は、消去される金額が投資の帳簿価額を超える場合には、どのように認識されるのか
 - (b) 資産の移転は、投資者が資産と資本持分の両方を受け取る場合には、どのように認識されるのか
 - (c) IAS 第 28 号の他の要求事項は、2014 年 9 月の修正で IFRS 第 10 号に加えられた変更とどのような相互関係となるのか
- BC4 2015 年 2 月の提案は 2014 年 9 月の修正の明確化を意図していたので、2015 年 2 月の提案には、2014 年 9 月の修正の発効日を 2016 年 1 月 1 日から延期する提案も含まれていた。新たな発効日は、公開後に挿入することとされ、2015 年 2 月の提案からもたらされる明確化の発効日に合わせるものとされていた。
- BC5 2015 年 6 月に、IASB は次のことを決定した。
- (a) 2015 年 2 月の提案で扱った論点は、むしろ持分法会計に関する IASB の調査研究プロジェクトの一部として扱うべきである。当該プロジェクトは、持分法会計の簡素化の可能性を検討している。
 - (b) 2014 年 9 月の修正の発効日を延期して、企業が IAS 第 28 号を適用する方法を短期間に 2 度変更する必要がないようにする。
- BC6 IASB は、2014 年 9 月の修正の発効日が 6 か月後（すなわち、2016 年 1 月 1 日）であることを留意した。このため、IASB は、2014 年 9 月の修正の発効日の延期には緊急性があり、この提案を 2015 年 12 月 31 日までに最終確定する必要があると判断した。IASB は通常、

公開草案に対するコメントについて最低 120 日の期間を設けている。しかし、この問題の緊急性により、IASB は、IFRS 財団評議員会のデュー・プロセス監督委員会に、これらの提案については最低 60 日の期間を認めることを要請し、承認を受けた。

- BC7 IASB は、2014 年 9 月の修正の発効日を、調査研究プロジェクトからもたされる IAS 第 28 号の改訂（もしあれば）の発効日と同じとすることを意図している。しかし、IASB はまだ、調査研究プロジェクトが IAS 第 28 号の修正を生じるのかどうかも、そうした修正の発効日がどのようになるのかも分からない。したがって、IASB は、2014 年 9 月の修正の発効日を IASB が後日挿入する日付まで延期することを提案している。IASB は、調査研究プロジェクトからもたらされる改訂（もしあれば）を最終確定する際に、その日付を挿入するつもりである。発効日を挿入する提案は、一般のコメントを求めるために公開することになる。
- BC8 IASB は、2014 年 9 月の修正の早期適用を発効日が延期されている間に認めるべきかどうかを検討した。IASB の一部のメンバーは、早期適用を認めると実務の不統一が増大することを懸念した。IASB は、早期適用を引き続き認めることを決定した。2014 年 9 月の修正は実務の既存の不統一に対処することを意図したものであったからである。したがって、2014 年 9 月の修正の早期適用が不統一を増大させる可能性は低いと考えられた。IASB は、2014 年 9 月の修正が対象とした論点を、将来において、調査研究プロジェクトから生じる提案とともに、包括的に扱う予定であることに留意した。